

保育施設における避難訓練

児童福祉法及び消防法により毎月1回各種の災害を想定した避難訓練を行わなければならないと規定されています。

保育所保育指針の中にも災害への備えとして、①施設・設備等の安全確保②災害発生時の対応体制及び避難への備え③地域の関係機関等との連携が示されています。

(1) 避難訓練の目的

子どもの命を守り、避難させるための安全教育及び職員の行動確認と連携・連絡体制の確認のために行います。

(2) 年間計画の作成

地震、火災、台風・浸水、防犯等、毎月テーマを決めて想定した災害内容に対して訓練計画を作成します。地震と火災の複合災害や園外保育中の災害発生等も想定しておきます。

消防署に協力を依頼し、消火訓練や救急対応の訓練も計画する必要があります。避難経路や持ち出し物、避難用リュックの内容等も確認します。

訓練毎に準備から避難完了までに要する時間、課題を職員全員と保護者と共有しましょう。具体的な対応やマニュアル作成について嘱託医・園医にもアドバイスを求めましょう。

(3) 安全教育

日頃から子どもの年齢や発達段階に合わせた安全教育を行います。3歳以上の子どもは自分で歩いて避難することが想定されます。非常ベルが鳴ったら保育士の所へ集まること、集団で避難する時に騒いだり走ったり、他人を押しのけたり離れたりしないように繰り返し伝えましょう。頭を守ることや姿勢を低くすることも教えましょう。特性に合わせて介助が必要な子どもを把握しておきましょう。0歳児と1歳児の避難方法を検討し、準備物（ベビーカー、散歩車、おんぶ紐等）を確認します。2歳児は歩行速度が遅く、手を引いて避難する等の誘導・介助が必要と考えられます。

保護者への連絡及び引き渡しを確実にを行うために、複数の連絡方法を把握し、訓練で実際に使ってみましょう。避難場所の共有や保護者以外へ引き渡す場合のルールを決めておくことも重要です。

(4) 連携・連絡体制

災害発生時には、地元の自治体等の関係機関や地域住民との連携・協力が不可欠です。緊急時の連絡先やハザードマップを確認しておきます。日頃から顔の見える協力体制を築き、地域の実情や保育施設の設置環境に合わせた

防災計画の作成や避難訓練への参加を依頼できるようにしておきましょう。

大規模災害等では、避難所等で子ども達の保育をする場合も想定し、アレルギーや発達特性、障害等のある子どもについてすべての職員が対応できるようにしておくことも必要です。

2023年1月日本保育保健協議会 事故予防・安全対策委員会 委員長高屋和志